施設の利用(予約)をされる皆様へ

【特別優先(1年前)・第1優先(6ヶ月前)予約は、事務所にご相談ください。】

※令和5年4月1日以後の利用予約は、昨年からお知らせしていますように、下記の取り扱いとなります。
ご注意ください。

※優先予約申込期限を過ぎると仮予約は無効、また、利用許可申請期限を過ぎると予約は無効です。

※キャンセル不可期間では、利用許可申請時に払い込んだ利用料は返却できません。ご注意ください。
(利用料金が還付できるのは、災害や悪天候、施設の都合等の場合に限ります。)

※優先予約は、利用許可申請書に大会等開催要綱など必要書類も添えてください。

※利用料金の減額や免除を希望する場合は、利用許可申請時に『利用料金減額(免除)申請書(ピンク色)』も提出して下さい。

予約から利用許可申請・利用までのイメージ

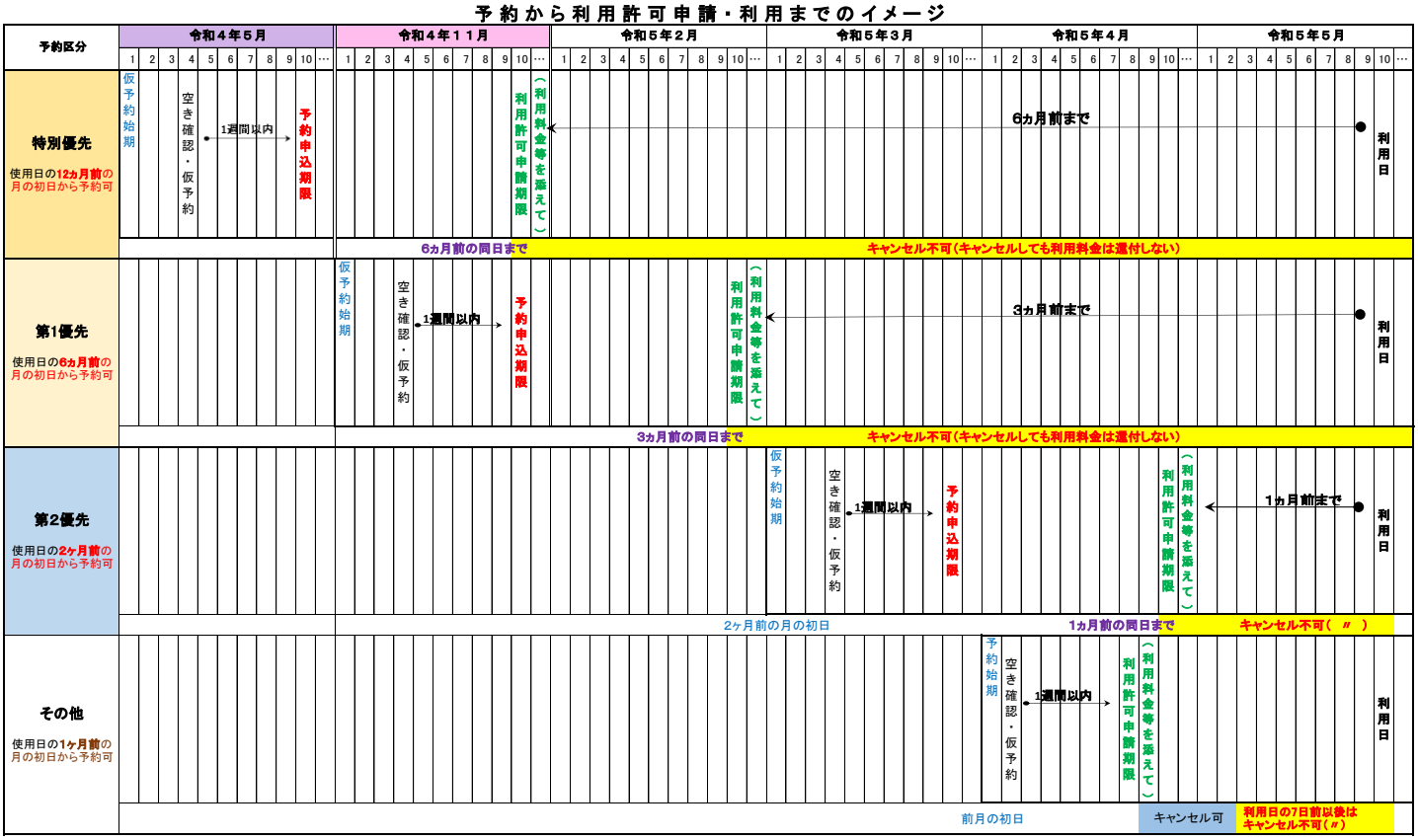

特別優先 ＝ ・国、県、市町村 ・県スポーツ協会、その加盟団体 ・100名以上が参加 ・農村交流センター宿泊者
・平令森競技場で開催するスポーツ行事

第1優先 ＝ 市スポーツ協会及びその加盟団体が主催するスポーツ大会

第2優先 ＝ 市内在住者による行事。ただし、一施設一月につき40時間以内かつ土日祝日2回までが限度です。

そ の 他 ＝ 市外在住者による行事 及び 第2優先のただし書きの制限を超える行事

※行事＝①大会及びその予選会　②県民、市民を対象としたスポーツ教室・イベント等　③練習(練習試合を含む)

不明な点は、宇佐市施設管理公社(宇佐市総合運動場武道場内、電話0978－37－3335)
又は最寄りの事務所にお問い合わせください。